

## 市が提案を期待する付帯事業について

### 1. 付帯事業の内容

長期休業期間中の放課後児童会への配食サービス

### 2. 事業の目的

長期休業期間中における給食センター施設の有効活用を図り、放課後児童会を利用する世帯の保護者負担を軽減する。

### 3. 想定条件

- (1) 付帯事業は事業者の自主事業とする。
- (2) 給食センター施設及び設備の全部または一部を使用する。
- (3) 実施期間は、夏季休業期間を含む長期休業期間中の月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及びお盆期間（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）、調理機器等のメンテナンス期間を除く。
- (4) 注文の受付・利用料の徴収は、放課後児童会所管課との連携のもと、事業者が直接行う。
- (5) 献立の作成、食材の調達は事業者が行う。（アレルギー対応実施の有無は任意）
- (6) 実施年度以降の長期休業期間中の放課後児童会利用者数及び注文率等は事業者が予測し、注文者数を想定する。

※ 参考：令和5年度の放課後児童会利用者数（令和5年8月1日時点）

12児童会 33クラス 1,141人

- (7) 配送先は市内12小学校の放課後児童会を基本とし、配送は事業者が行う。
- (8) 配食サービスの形態は、以下のいずれかとすること。
  - ①使い捨て弁当容器を使用し、個別に氏名を記入したシールを貼り付けるなど、配布時に注文者がわかるようにする。なお、事業者において、クラス毎に配送、空き容器及び残飯の回収、処分を行うこと。
  - ②本事業で使用している食缶・食器を使い、給食と同じような形態で食事を提供する。なお、当該形態で配食サービスをする場合、事業者において、クラス毎に配送・配膳・回収・洗浄等を実施することとし、注文者の識別方法は提案によるものとする。
- (9) 風水害による気象警報発令が予想され、事前に配食を中止する場合には、保護者への費用請求はしないこととする。また、市からの補填は行わない。
- (10) 地震発生によりやむを得ず提供当日に配食を中止する場合においても、保護者への費用請求はしないこととする。また、市からの補填は行わない。

### 4. 提案要件

- (1) 本事業である小中学校給食の実施には影響が生じないこと。
- (2) 1食あたりの金額は、付帯事業にかかる光熱水費や人件費、配送にかかる経費を踏まえたうえで、事業開始時において、1食あたり600円を上限に利用しやすい金額とすること。また、保護者から徴収した費用を元に付帯事業が成立すること。
- (3) 本事業期間内は継続して実施すること。